
資料編

1 計画の策定経過

〔経過一覧〕

年月日	説明
令和5年5月1日	第1回岡谷市行政改革推進本部会議（策定方針決定）
令和5年10月6日	部長会議（計画案協議）
令和5年11月1日	第3回岡谷市行政改革推進本部会議（計画案報告）
令和5年11月7日	第3回岡谷市行政改革審議会（計画案諮問・計画案審議）
令和5年11月7日 ～12月5日	計画案公表、市民意見等の募集（パブリックコメント）
令和5年11月29日	第4回岡谷市行政改革審議会（計画案審議）
令和5年12月15日	第5回岡谷市行政改革審議会（答申案審議）
令和6年1月17日	第6回岡谷市行政改革審議会（計画案答申）
令和6年1月23日	部長会議（答申（案）報告、計画案協議）
令和6年2月2日	岡谷市行政改革推進本部会議（計画決定）
令和6年3月12日	総務委員会（報告）

〔諮問、答申〕

(1) 諮問（令和5年11月7日）

5企第59号 令和5年11月7日
岡谷市行政改革審議会 会長 小坂 一史 様
岡谷市長 早 出 一 真
諮 問 書
岡谷市行政改革審議会条例第2条の規定に基づき「第2次岡谷市行政改革プログラム案」について諮問いたします。

(2) 答申（令和6年1月17日）

令和6年1月17日

岡谷市長 早出 一真 様

岡谷市行政改革審議会
会長 小坂 一史

答 申 書

令和5年11月7日付で貴職から諮問されました第2次岡谷市行財政改革プログラム（2024年度～2028年度）について、本審議会において慎重に審議、検討を重ね、下記のとおり取りまとめたので答申いたします。

なお、審議の過程における本審議会としての付帯意見を別紙のとおり提起しますので、十分検討され実効性ある行財政改革を推進するよう要望いたします。

岡谷市は、昭和60年度に「岡谷市行政改革大綱」を定めて以来、現計画である「岡谷市行財政改革プログラム」に渡って、職員の定数削減や民間活力の導入による施設運営の推進、事務事業の選択と集中など、その時代の変化に対応しながら行財政改革に関する実施計画に基づき様々な改革に取り組まれてきました。

しかしながら、社会経済情勢はめまぐるしく変化し、住民ニーズが多様化、複雑化、高度化していることに加え、頻発化する自然災害への対策や脱炭素社会の実現に向けた取組など、常に時代の変革に対応した行政運営の構築が急務となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたテレワークなどの「新しい働き方」や、地方移住、2拠点居住などの「新しい暮らし方」の提唱、デジタル技術やデータの活用によるDXの推進など、これらの喫緊の課題に対しても市民一人ひとりに寄り添った行政サービスが求められるところであり、今後ますます地方自治体としての責務が増してまいります。

これから先、人口減少に伴い市税をはじめとした歳入は減少傾向となり、歳出では社会保障関係経費や公共施設の長寿命化対策にかかる経費が増加する見込みであることから、財政運営はかつてない厳しい局面を迎えておりますが、このような時代の大きな変革に対応していくためにも、第5次岡谷市総合計画の将来都市像である「人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷」の実現に向けて、限られた財源と行政資源を最大限に生かしながら持続可能な行財政運営を目指して、力強い施策展開を期待します。

諮問されました本プログラムを実行性のあるものとするため、市政運営の舵取り役である市長の強いリーダーシップのもと、職員一人ひとりが岡谷市の将来を描きながら市民が住み続けたいと思えるまちづくりを目指して、一層の行財政改革を推進されることを要望いたします。

意見・提言

1 総体的事項

第2次岡谷市行財政改革プログラムは、魅力ある岡谷市を次世代へと確実に繋いでいくための持続可能な行財政運営の指針として重要な取組であると考えます。

今後、更なる人口減少の進行により歳入の減少が見込まれることから、財政規模に見合った行政運営への転換が必要であり、そのなかで多様化・複雑化・高度化する市民ニーズに対応したサービスの提供を継続的に行うためには、市民意見の聴取や市民との協働を図りつつ、私たち審議会としてもチェック機能を果たしながら行政とともに行財政改革に取り組んでいくべきものと考えております。

また、行財政改革を推進するにあたり、取組項目の計画において具体的な数値目標の設定を原則とし、目標達成に向けて進捗状況の管理と検証を適正に行い、市民にわかりやすい内容で公表するとともに、国、県の動向及び社会経済情勢の変化に対して柔軟な対応も必要であることから、状況に応じて目標設定及び取組内容の見直しや、新たな取組も取り入れていくことにより、本プログラムを効果的に推進していくことを要望します。

2 合理的で質の高い行政運営の実現

公共施設の適正化では、人口規模に見合った資産総量の適正化を図ることとし、単なる施設廃止でなく、市民サービスの維持・向上と魅力を感じてもらえるような施設整備や統廃合を進めることとし、民間活力の活用のほか、他の自治体の先進事例等についても研究を深めながら岡谷市公共施設等総合管理計画等に基づいた積極的なファシリティマネジメントを推進するよう要望いたします。

また、DXの推進では、人的資源に限りがあることから、デジタル技術等の活用により最大限の効果が得られるよう、事業者等との連携によるサポート体制の構築や組織全体としての理解を深めながら取り組みを進め、市民サービスの向上と職員の業務効率化が図られるよう努めてください。

3 持続可能な財政基盤の構築

生産年齢人口の減少等による市税等の減少や、社会保障関係経費をはじめとした歳出が増加傾向となり、財政推計においても中長期的には厳しい財政状況が見込まれております。

このことから、財源の確保では、岡谷市の魅力を市内外に向けて効果的に発信することにより、ふるさと寄附金をはじめとした収入確保に努めるほか、クラウドファンディングやネーミングライツなど様々な収入確保の手法について研究を深めてください。

また、脱炭素社会の推進では、地球温暖化対策は地球規模での重要な取組であることから、ゼロカーボンシティ宣言を発出した市の責務として効果的な二酸化炭素の削減と経費削減につながるよう、取組内容について調査研究を深めながら進めていくことを要望します。

さらに、市が実施する事務事業は増加傾向にあることから、真に必要な事業と廃止すべき事業との見極めによる選択と集中を断行し、新たな事業にも対応できるよう財源確保に努めてください。

このほか、工業の振興や商業観光の活性化により、仕事や観光をはじめとして多くの人に岡谷市を訪れていただけるような魅力あるまちづくりを推進することにより、地域全体が活気に溢れ、様々な波及効果により収入の増加につながることから、幅広い視点での取組を推進してください。

4 市民ニーズに応えるひとづくり

生産年齢人口の減少に伴い人手や人材が不足していることから、限られた人的資源のなかで効果的に配置することが原則であると考えますが、これまでの定数削減の取組を継承しつつ、正規職員や会計年度任用職員を含め真に必要な職員配置に努めてください。

また、職員そのものが市民サービスを高めるものであるため、過度な定数削減によるサービスの低下を招くことのないよう、職員の資質向上に向けた効果的な人材育成を推進してください。

さらに、近年頻発化する自然災害などの不測の事態への備えとして、BCP計画に基づいた組織体制や職員配置により迅速かつ適切な対応をお願いします。

〔名簿〕

(1) 岡谷市行政改革審議会

(敬称略・五十音順)

役 職	氏 名
会 長	小坂 一史
副会長	吉池 みさ子
委 員	内海 一嘉
〃	小口 敬子
〃	奥原 一由
〃	木村 和彦
〃	五味 和也
〃	佐藤 一樹
〃	下島 一徳
〃	濱 輝美
〃	御子柴 文夫
〃	宮坂 勇
〃	宮坂 真由美

(2) 岡谷市行政改革推進本部

(令和5年10月1日現在)

役職名	職 名	氏 名
本部長	市長	早出 一真
副本部長	副市長	小口 道生
副本部長	教育長	宮坂 享
本部員	企画政策部長	岡本 典幸
〃	総務部長	藤澤 正
〃	市民環境部長	城田 守
〃	健康福祉部長	帯川 豊博
〃	産業振興部長	木下 稔
〃	建設水道部長	小口 浩史
〃	教育部長	白上 淳
〃	教育担当参事	両角 秀孝
〃	議会事務局長	中村 良則
〃	岡谷市民病院事務部長	名取 浩
〃	企画課長	仲田 健二
〃	秘書広報課長	宮澤 俊一
〃	総務課長	小松 秀尊
〃	財政課長	小口 邦子

2 関係条例等

○岡谷市行政改革審議会条例

昭和 60 年 6 月 25 日
条例第 16 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、岡谷市行政改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、岡谷市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画政策部企画課が行う。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○岡谷市行政改革推進本部設置要綱

昭和60年4月25日

訓令第9号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、岡谷市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、職員のうちから市長が任命する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画政策部企画課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、示達の日から施行する。

3 用語解説

ア行

アウトソーシング

仕事を外部の事業者に依頼する業務形態のこと。

育英基金

経済的な理由により、主に高等学校や大学などへの修学が困難な人に対して、援助するために積み立てている基金。

一般会計

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。

一般財源

市税、地方交付税など使途が特定されていない収入。

E V 車両

電気をエネルギー源とし、電動機で走行する自動車のこと。

岡谷市環境保全の率先実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に定める地方公共団体実行計画（事務事業編）として、「岡谷市役所環境保全の率先実行計画」が策定された。

市の事務・事業から排出される温室効果ガス等の排出抑制など環境への負荷を低減するための取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。

岡谷市職員人材育成基本方針

地方自治体を取り巻く社会、経済環境が大きく変化してきたため、変化に柔軟かつ弾力的に対応できる職員を育成し、組織体制を強化することを目的に人材育成基本方針を平成11年11月に策定。
基本方針では、長期的かつ総合的な観点

から、職員一人ひとりの持つ可能性や能力を最大限に引き出すことができるよう、目指す職員像と行動基準等を明確に示し、人材育成の方策や研修体系について定めている。（平成31年3月改訂）

カ行

会計年度任用職員制度

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、任用の適正化と制度の明確化を図り適切な運用を確保するもの。

キャッシュレス決済

お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うこと。

キャップ制

市債の元金償還額を上限に借入金を抑制すること。

減債基金

地方債の償還及びその信用の維持のため、地方自治法の規定に基づいて設けられる基金の一つ。

公共施設等総合管理計画

国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、中期的な取組の方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画（行動計画）として、財政負担の軽減、平準化等により真に必要な公共施設等を将来にわたって長寿命化を推進していくための計画。

公共施設個別施設計画

公共施設等総合管理計画の方向性を踏まえ、公共施設の適正管理を具体的に進めていくための基本方針

公債費

市が銀行などから借り入れた借金の返済にあてる費用。（地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額）

サ行**再生可能エネルギー**

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。災害等の不測の事態に対応するため、一定の額が必要とされる。

歳出

家計で言えば支出の意味。目的別に分類すると、土木費・民生費・衛生費・教育費など。また、同じ支出の内容が使われた性質によって分類すると、人件費、物件費、扶助費などがある。

歳入

家計で言えば収入の意味。市税、国庫支出金、県支出金、地方債、使用料などがある。

サンセット方式

行政の膨張と予算の硬直化を防ぐための縮減管理の有効な技法として、行政機関の設置や事業費の計上について終期を設定する方法

市債

市が財政上必要とする資金調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。いわゆる市の借金。

指定管理者制度

従来公共団体等に限られていた公の施設（福祉・文化・スポーツ施設など）の管理、運営の委託（管理委託制度）を、地方自治体が指定する民間事業者を含む法人、団体に代行させ、民間ノウハウを最大限に活用することで、より効率的な管理、運営と利用者サービスの向上を図る制度。

シェアオフィス

ひとつのオフィスを複数の企業や個人がシェアして使うオフィスのこと。

情報システムの標準化・共通化

住民記録、税、社会保障など国が定めた20業務について、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行すること。

生産年齢人口

年齢別人口のうち、労働力の中核となる15歳以上65歳未満の人口のこと。
（※年少人口：15歳未満の人口、老年人口：65歳以上の人口）

ゼロカーボンシティ

2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す自治体のこと。

タ行**第5次岡谷市総合計画**

総合計画とは、本市の市政運営に係る最上位の計画として、将来における本市の目指すべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針を定めるものであって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

第5次岡谷市総合計画は、計画期間を2019年度から2028年度の10年間とし、

2028年度を目標年次とする基本構想では、目指すべき将来都市像とその実現のための施策の大綱を明らかにしていることをはじめ、その実現を図るための基本的な施策を体系的に示した5カ年の前期と後期の基本計画のほか、具体的な事務事業を示した3年間の実施計画により構成されている。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしようという取り組み。

地域おこし協力隊

過疎や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、地域での生活や地域社会貢献に意欲のある都市住民ニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

地方交付税

地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税のこと。

長寿命化対策

構造躯体の健全性を維持し、物理的な耐用年数近くまで建物を使用すること。

定員適正化計画

地方公共団体の事務事業を効果的かつ効率的に遂行するために必要な人員の定数管理を行うもの

デジタル社会

物理的制限のかかる物やサービスなどを

デジタル化することによって、人間の生活や文化、産業などが進化し、利便性や生活の満足度が向上する社会。

特定事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した対策を計画的かつ着実に推進するため策定された。特定事業主（国・地方公共団体）が女性の活躍推進や、次世代の育成支援のための取り組みを総合的・効果的に実施できるよう策定された計画である。

ハ行

ファシリティマネジメント

企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動。

扶助費

高齢者や障がい者等の施設入所や生活保護などの経費。

ふるさと寄附金

自分の生まれ故郷や応援したい自治体への寄附金のことであり、個人が2,000円を超える寄附を行ったとき、一定の上限まで、原則所得税・個人住民税から全額が控除される制度。

マ行

マイナンバーカード

住民の方からの申請により無料で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された、顔写真付きのプラスチック製のカード。

マイナンバーを証明する書類として利用できるだけでなく、本人確認書類としての

利用、各種行政手続きのオンライン申請、各種民間のオンライン取引など、日常生活の中で利用できるシーンが広がっている。

ラ行

ライフサイクルコスト

構造物が作られてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。

臨時財政対策債

国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、不足分の一部を地方自治体が借り入れする地方債のこと。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みや環境をつくること。

ーアルファベット順ー

A I

Artificial Intelligence の略称。人工知能。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

D X

Digital Transformation の略称。データやデジタル技術を活用して、「社会や生活の形を変える」こと。

I C T

Information and Communication Technology の略称。一般に「IT（情報技術）」と「ICT（情報通信技術）」は同義語

〔資料編〕

につかされているが、最近では、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大していることを踏まえ、Communication（コミュニケーション）を加えた「ICT（情報通信技術）」が使用されている。

P F I

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

P P P

Public Private Partnership の略。行政と民間が連携し、公共サービスの提供を行う枠組みを伴う事業の計画をすること。

R P A

Robotic Process Automation の略称。ロボットによって業務を自動化できるシステムのこと。操作画面上で仕事の流れを一度登録すれば、その業務を代行してくれる。

Z E B 化

Net Zero Energy Buildingの略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

4 市民意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見

○提出意見なし

第2次岡谷市行財政改革プログラム

発行日／令和6（2024）年3月

発行／長野県岡谷市

編集／岡谷市企画政策部企画課

岡谷市幸町8番1号

電話 0266-23-4811（代表）